

時間外の初診時選定療養費について

時間外に他の医療機関からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちでない場合、下記の通り時間外選定療養費の徴収を開始することとなりましたので、ご理解とご協力を願いいたします。

開始日	2026年1月1日(木) 0時より
金額	15,400円(税込み) (内訳) • 初診時選定療養費 7,700円 • 時間外選定療養費 7,700円
対象 時間帯	平日 17:00 ~ 翌8:10 土曜日・日曜日・祝日・年末年始は終日
対象者 (①~③全てに 該当する場合)	①診療時間外に受診を希望する場合 ②紹介状(診療情報提供書)を持っていない場合 ③当院を初めて受診する場合 (入院・外来の予約が無く、前回受診から6ヶ月経過した新患患者)

ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・他医療機関からの紹介状を持参した場合
- ・救急医療(救急搬送)において受診した場合
- ・外来受診からそのまま入院になった場合
- ・救急外来において「手術」を要した緊急性がある場合
- ・かかりつけ科の医師が当院での受診を必要と認め、院内紹介した場合
- ・当院に予め外来予約、入院予約がある場合
- ・二次救急輪番日に当該科を受診した場合
- ・治験協力者である場合
- ・生活保護、労働災害、公務災害、交通事故で受診した場合など